



- ◆ 国が示す「労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更依頼・契約締結の禁止など、昨年6月に公布された改正建設業法により措置された労務費の確保とその支払いのための新たなルールが、本年12月までに施行することになっている。
- ◆ 適正な労務費の確保と技能者への賃金支払の実効性を確保するため、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、指値発注などの既存ルールとともに新たに措置されたルールについて、強く遵守を求めている必要がある。
- ◆ 昨年度に引き続き書面調査を大幅に拡大し、そこで把握した情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用し、違反の疑いのある取引を優先して建設Gメンが実地調査を行い、不適当な取引行為に対する改善指導等を通じて、取引の適正化を図っていく。

建設Gメンの実地調査 (主な調査事項)

¥ 適正な請負代金・労務費の確保

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が指値や一方的な請負代金の減額等をしていないか、受注者が請負代金のダンピングをしていないか
- ✓ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか、受注者が労務費等のダンピングをしていないか
- ✓ 労務費等の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか 等



適切な価格転嫁

【主な調査内容】

- ✓ 資材価格の高騰等に係る「おそれ情報」について、受注者は契約締結前に注文者に通知しているか
- ✓ 資材価格の高騰等による請負代金や工期の変更について、受注者から注文者に対する変更協議の申出状況、当該申出を踏まえた注文者の変更協議の対応状況
- ✓ 注文者が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づいて、労務費の価格転嫁に向けて採るべき行動をとっているか 等



適正な工期の設定

【主な調査内容】

- ✓ 受注者は「工期に関する基準」に基づき、時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期の見積りを行っているか
- ✓ 注文者は受注者の工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等



適正な下請代金の支払

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が手形の割引料等のコストを一方的に受注者の負担としていないか
- ✓ 手形期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか(発注者の手形期間等も調査)
- ✓ 注文者が下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

法令遵守に向けたその他の取組



法令違反疑義の収集

- ✓ 「駆け込みホットライン」に通報があった場合の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないように、通報者の保護に特に努める



立入検査の実施

- ✓ 建設Gメンの調査等により違反を把握した建設業者に対して強制力のある立入検査を実施



建設業取引適正化推進期間

- ✓ 10～12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施
- ✓ 建設Gメンも、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を実施



関係機関との連携

- ✓ 都道府県労働局等との連携による「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」の開催等を通じ民間発注者等に適正な工期設定を働きかけ
- ✓ 賃金支払状況の確認や請負代金(総価)に係る不当な行為に対する措置請求など、実効性を高めるため関係機関と連携